

賃 貸 借 契 約 書（案）

公益財団法人 奈良市生涯学習財団（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、受注者所有のパソコン、ソフト及び付属機器（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の趣旨）

第 1 条 この契約は、受注者が自己所有の機器を発注者の使用に供し、発注者は、本契約の条項に従って機器を借り受けることを目的とする。

（機器の品名、数量）

第 2 条 機器及び数量は、別紙「機器明細表」のとおりとする。

（賃貸借料）

第 3 条 機器の賃貸借料は、月額 金 円（うち、消費税及び
地方消費税の合計額 金 円）とする。

2 契約期間全体の執行予定金額は、金 円（うち、消費税及び地方消費税の合計額 金 円）とする。

（機器の設置）

第 4 条 機器の設置場所は、奈良市杉ヶ町 2 3 番地 奈良市生涯学習センター
2 階のパソコン学習室とする。

2 諸掛り（機器納入時の荷造り、運送、据付工事及び現地調整に要する費用並びに本契約の終了に伴う機器引き取り時の解体、荷造り及び運送に要する費用）は、受注者の負担とする。

（契約期間）

第 5 条 機器の賃貸借期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までとする。（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

（機器の保守）

第 6 条 受注者は、機器が正常に作動するように、受注者の負担において機器の調整、修理又は部品の交換等所要の保守を行う。なお、機器が正常に作動しない場合、受注者の責任において、誠意を持って所要の保守を行うこととする。

2 前項の保守費用は、賃貸借料に含むものとする。但し、機器の保守に関連

する費用で次の各号に定めるものは、発注者の負担とする。

- (1) 発注者の申し出により、通常の保守基準を超えて行った保守の費用
- (2) 発注者の故意又は過失により生じた機器の調整、修理又は部品の交換等に要する費用
- (3) 第1項及び前各号の作業にあたり必要とする動力費等

(管理上の注意等)

第7条 発注者は、設置場所において、機器のための良好な環境を保持し、また第9条第1項に定める機器の引き取りが完了するまでの間、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

- 2 機器の使用に際しては、発注者は機器の運用管理並びに処理結果の検査を適切に行うものとする。
- 3 発注者は、機器並びにその賃貸借権について、第三者に対してこれを譲渡し、機器を貸与し、又は担保の目的に供することは出来ないものとする。

(保険)

第8条 機器使用期間中の必要な保険については、受注者が付保手続きを行い、保険料は、受注者の負担とする。

(機器の引き取り)

第9条 受注者は、賃貸借期間の終了、又は、契約の解除によって機器を引き取る場合には、速やかに引き取るものとする。

- 2 前項の引き取りに際して、発注者は、機器を引き渡し当時の原状に復するものとする。
- 3 受注者は、本条の引き取りをするときは、機器の記憶媒体等に残存する発注者の情報がある場合、他に漏洩することのないよう、破却、消去するなど必要な措置を行うものとする。
- 4 発注者は、受注者が前項の引き取りをするときは、その作業が円滑に遂行されるよう協力するものとする。

(賃貸借料金の支払い)

第10条 受注者は、機器の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）として第3条記載のとおりとし、発注者は、当該月分について翌月初めに受注者の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 受注者は、賃貸借料を毎月毎に計算するものとする。

(立入権)

第 11 条 受注者は、受注者の保守員を機器の保守のため、機器の設置場所に立ち入らせることが出来る。この場合、保守員は社員証等を提示し、発注者の定める管理規則に基づいて入退室するものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 受注者は、本契約の履行により知り得た発注者に関する一切の情報、数値等をいかなる理由があっても、第三者に漏洩しないものとする。受注者の秘密保持の義務は、本契約終了、又は解除後も継承するものとする。

2 発注者は、本契約の履行により、知り得た受注者の業務上、技術上の秘密をいかなる理由があっても第三者に漏洩しないものとする。

(発注者の通知義務)

第 13 条 発注者は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく、受注者に通知するものとする。

(1) 機器について、受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又は、そのおそれのあるとき。

(2) 機器の盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約不履行)

第 14 条 発注者又は受注者は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合には相当の期間を定めて催告を行い、なお、その期間内に履行がないときは、書面による通知をもって、本契約を解除することが出来るものとする。

(損害賠償)

第 15 条 発注者又は受注者は、本契約に基づく債務を履行しないことにより、相手方に損害を与えた場合は、前条による解除の有無にかかわらず、当該債務不履行から生ずる通常の直接損害を賠償するものとする。

2 受注者は、第 12 条第 1 項の規定に基づく義務を履行せず、発注者の扱う個人情報等を損なう等の損害を与えたときは、発注者に対しその損害賠償の責を負うものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 発注者と受注者との間で訴訟が生じた場合、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第 17 条 本契約の履行について疑義が生じた場合、発注者・受注者協議の上、円満解決を図るものとする。

本契約を証するため、本書を 2 通作成し、発注者・受注者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市杉ヶ町 2 3 番地
公益財団法人奈良市生涯学習財団
理事長 西谷 忠雄

受注者